



## 2. 第2次対応（事件直後の対応）

### 《緊急対策会議（運営会議）》

- 情報収集・状況の把握
- 協議・決定、伝達・指示
  
- 負傷者の確認・医療機関への搬送
- 児童の安全管理・保護者への引き渡し、下校
- 警察との連絡      □ 教育委員会との連絡
- 保護者との連絡      □ マスコミへの対応

### 《救急措置》

- 応急処置  
（発見者・養護教諭等）
- 医療機関への搬送、  
連絡調整  
（養護教諭）
- 負傷者の人数・氏名・  
程度等の把握  
（養護教諭）
- 負傷した児童の  
保護者への連絡・対応  
（副校長、学級担任）

### 《生徒管理》

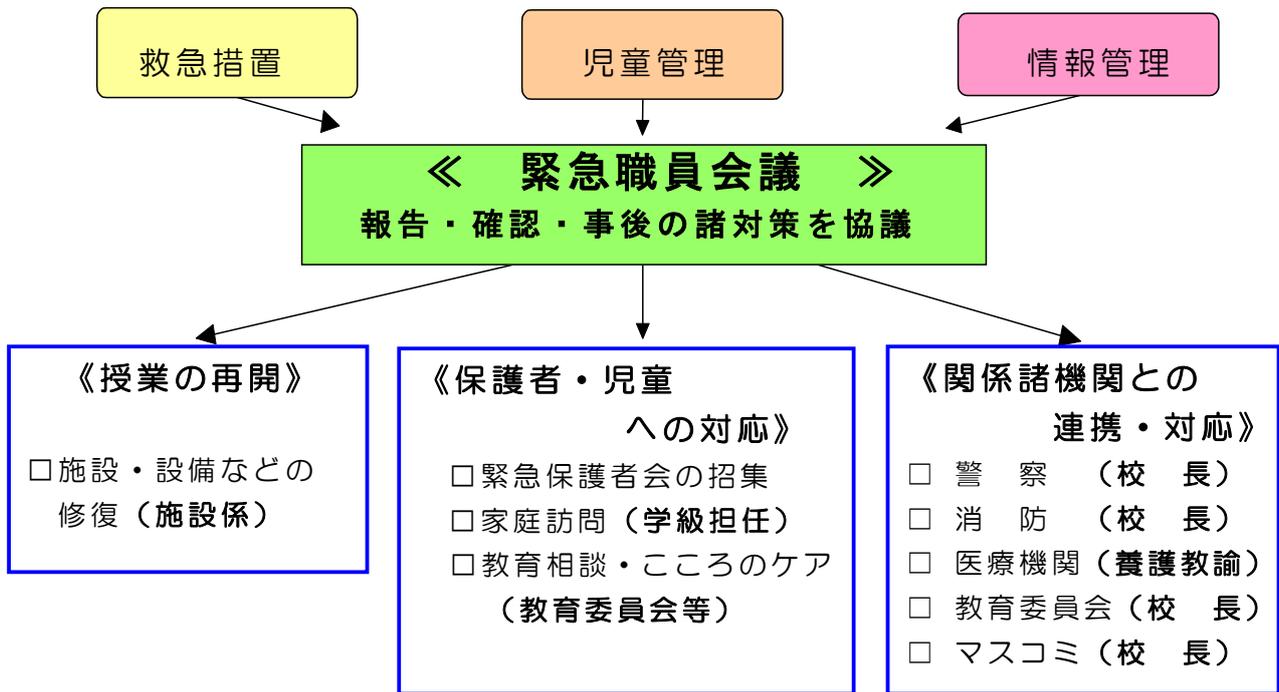
- 児童の安全管理
- 避難・誘導
- 下校・集団下校・引渡し  
の指揮  
（生活指導主任）
- P T Aとの連絡  
（副校長）
- 保護者への連絡（連絡メ  
ール）  
（各学級担任）  
（情報推進リーダー）

### 《情報管理》

- 情報収集・状況の  
把握・伝達・記録  
（教務主任）
- 警察・教育委員会・  
マスコミへの対応  
（校長）
- 保護者・地域への対応  
（副校長）

※ 上記の役割について、校長不在の場合の代理者は必ず指定しておく。  
また、副校長以下の教職員の役割についても、校長があらかじめ指定しておくものとする。

### 3. 第3次対応（事件後の対応・措置）



### 4. 児童の避難誘導

|                   |                                                                                 |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1 教職員の誘導體制        |                                                                                 |
| 副校長（又は主幹）         | 非常放送（避難場所の指示）                                                                   |
| 各学級担任・授業担当者       | 児童の誘導、安全確保                                                                      |
| 授業のない教員           | 校内残留児童の確認・誘導                                                                    |
| 2 発見時間及び場所による避難誘導 |                                                                                 |
| 授 業 中             | 学級担任又は授業担当者は、非常放送があった場合、事件発生場所（危険場所）を避けた避難経路を確認し、直ちに児童を安全な場所へ避難・誘導する。           |
| 休 み 時 間           | 原則として、 <u>学級担任又は次の授業を受け持つ授業担当者</u> は、非常放送により事件が発生した場所を避けた避難経路を確認し、児童の避難・誘導にあたる。 |

### 5. 教職員等の主な役割

※発見者・・・大きな声を出し、近くの職員に応援を求め、複数人で対応。  
 児童の安全確保、必要な応急措置、校長・副校長・養護教諭への連絡など。

| 係                | 担 当    | 主 な 役 割                                                        |
|------------------|--------|----------------------------------------------------------------|
| 総<br>指<br>揮      | 校 長    | 対応方針の決定、校内の総括・指揮、<br>教育委員会への報告、警察・マスコミ対応等                      |
| 通<br>報           | 副 校 長  | 非常放送（避難指示）、関係機関、保護者・PTA等への対応、校外からの連絡窓口の一本化、事務的な対外折衝等           |
| 連<br>絡           | 教務主幹   | 情報収集、状況の把握・記録伝達（副校長を補佐）、<br>緊急保護者会の企画                          |
| 避<br>難<br>誘<br>導 | 生活指導主幹 | 児童の避難誘導及び人員確認、安全確保、<br>下校や集団下校・引渡しの指揮、<br>状況説明と動揺を防ぐための全校集会の企画 |
|                  | 学級担任   | 児童の安全確保・避難誘導、保護者への連絡、<br>学級の児童の不安や動揺の解消等                       |
|                  | 学年主任   | 担任への助言、担任不在の学級への援助体制の指示                                        |
| 防<br>御           | 主 事    | 不審者への対応、施設設備の修復、<br>担任不在の学級への援助、児童の安全確保                        |
| 救<br>護           | 養護教諭   | 応急措置、負傷者の状況把握、医療機関への連絡・付添<br>健康状態の把握、心のケア                      |

## 6. その他の対応＜緊急時の連絡体制＞

《不審者対応における緊急時の連絡体制の整備》

- 校長は、随時、状況を教育委員会指導室に報告するとともに指示に従う。
- 校長は、教育委員会の指示に基づき、児童の早期下校や休校等について決定し、保護者に連絡する。
- 負傷者が発生した場合、校長及び教育委員会は誠心誠意をもって対応する。

## 緊急通報マニュアル

### 1. 警察を要請する場合（不審者等）

◎「110」または「3674-0110（小松川警察署）」

「不審者が侵入しています。」

「江戸川区立第三松江小学校です。」

「住所は江戸川区中央4-13-1」

「電話番号は、03-3653-5348」

「状況は\_\_\_\_\_、不審者の状況は\_\_\_\_\_、  
刃物等は\_\_\_\_\_、けが人は\_\_\_\_\_名、

### 2. 救急車を要請する場合

◎「119」をダイヤルする。

・「こちら消防庁。火事ですか、救急ですか。」

「救急車をお願いします。」

「江戸川区立第三松江小学校です。」

「住所は江戸川区中央4-13-1」

「電話番号は、03-3653-5348」

「けが人(病人)は○年生、男子(女子)○名」

「症状、けがの状態は\_\_\_\_\_」

正門を開け、通りに出て、救急車が到着したら案内をする。